

# 国保の保険証が

# 更新されます

あなたが今お持ちの国民健康保険被保険者証（退職被保険証含む）は、**3月31日**で有効期限が切れ、新しい保険証が交付されます。

新しい保険証は、地区総務員さんを通じて配布しますので、**4月1日以降**は新しい保険証をご利用ください。なお、古い保険証は、地区総務員さんもしくは住民課国保係に返却してください。

また、学生にはマル学保険証が交付されますので、**4月1日以降**に発行された在学証明書を持参し、国保係窓口までおいでください。

## 保険証の取扱いについてお願い

- ▼保険証が交付されたら内容を確認しましょう。
- ▼受診の際は必ず保険証を持参しましょう。
- ▼紛失や破損の場合は、国保係で再交付を受けましょう。
- ▼職場の健康保険に入った時は国保係に届け出しましょう。

※ 役場で直接に保険証の交付を希望される方は、住民課国保係（☎ 82-1111 内線246）までお申し込みください。

## こんな時は必ず(14日以内に)届け出を！

こんなとき		持参するもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	印鑑・転出証明書
	他の健康保険をやめたとき	印鑑・健保の離脱証明書
	生活保護をうけなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	印鑑・保険証・母子健康手帳
国保をやめるとき	他の市区町村へ転出したとき	印鑑・保険証
	他の健康保険に加入したとき	印鑑・国保と健保の保険証
	生活保護を受けることになったとき	印鑑・保護開始決定通知書・保険証
	死亡したとき	印鑑・保険証・死亡を証明するもの
その他	退職者医療制度に該当したとき	印鑑・年金証書・保険証
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	印鑑・保険証
	修学のため、子どもが他の市区町村に下宿するとき	印鑑・保険証・在学証明書

## “老人保健からのお知らせ”

# 老人保健医療受給者証 が更新されます

広報2月号でお知らせしたとおり、あなたが今お持ちの老人保健受給者証の有効期限は、**平成10年3月31日**までとなっていますので、**4月1日**からは新しい老人保健受給者証が必要になります。

町老人保健では下記のとおり、老人保健受給者証の更新手続きを行ないますので、今お持ちの老人保健受給者証・印鑑・保険証をお持ちのうえおいでくださいようお知らせいたします。

### 老人保健受給者証更新日程表

期 日	平成10年3月23日(月)	平成10年3月24日(火)	平成10年3月25日(水)
時 間	午前9時30分～午後3時	午前9時～午後4時30分	午前9時30分～午後3時
場 所	大 総 会 館	文 化 会 館	上 界 会 館

### 老人保健法 医療受給者証

市町村番号	2 7 1 2 0 8 2 3
受給者番号	
受給者	居住地
氏名	
生年月日	年 月 日 男/女
法第24条第1項第2号の認定年月日	年 月 日
発効期日	年 月 日から有効
発行機関名及び印	千葉県 横芝町 横芝町長 印
交付年月日	年 月 日

## ◎持参するもの

1. 今お持ちの老人保健受給者証
2. 印 鑑
3. 保 険 証

※ 当日都合の悪い方は、役場住民課の窓口で更新いたしますので、国保係までお知らせください。